



仕事と育児の両立を進めよう！

1. 柔軟な働き方を実現するために、次の制度が利用できます。

(1) 養育両立支援休暇

制度概要	子を養育する職員が、育児に必要な行為を行うことにより、仕事と育児の両立を図る必要があるために取得できる 無給 休暇
対象者	3歳から小学校就学の始期に達する日までの子を養育する職員(男性・女性ともに取得可能)
対象となる事由	育児に必要な行為を行うことにより、仕事と育児の両立を図る必要があると認められるとき (取得事由の例) ・ 子の看護等休暇における取得事由, 参観日, 運動会 等
期間	一の年度において 10 日間 (日又は時間単位で取得可能)

(2) 育児部分休業

① 所定労働時間が 6 時間を超える場合

制度概要	職員が子を養育するために、所定労働時間の始め又は終わり(※1)において、1日を通じて 3 時間を超えない範囲内 (※2)で、15 分単位で取得できる休業。 (※1)職員の託児の態様及び通勤の状況などから、子の養育に必要とされる時間について認められます。 (※2)育児部分休業をする日に保育休暇を取得しているときは、3 時間からその保育休暇の時間を引いた時間が、育児部分休業が取得可能な時間となります。
対象者	職種を問いませんが、1日の所定労働時間が6時間を超える職員に限られます。
利用できる期間	子の9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで
申出期限	育児部分休業を始めようとする日の1ヶ月前までに所属(配属)の人事事務担当者に申し出てください。

② 所定労働時間が 6 時間以内の場合

制度概要	職員が子を養育するために、所定労働時間の始め又は終わり(※1)において、1日を通じて 当該日の所定労働時間の半分未満の範囲内 (※2)で、15 分単位で取得できる休業。 (※1)職員の託児の態様及び通勤の状況などから、子の養育に必要とされる時間について認められます。 (※2)育児部分休業をする日に保育休暇を取得しているときは、当該日の所定労働時間の半分の時間からその保育休暇の時間を引いた時間未満の時間が、育児部分休業が取得可能な時間となります。 (例)所定労働時間が6時間で保育休暇を30分取得している場合 【所定労働時間の半分の時間(3時間)－保育休暇の時間(30分)】の時間未満 ＝育児部分休業が取得可能な時間 (2時間15分)
対象者	職種を問いませんが、1日の所定労働時間が6時間以内の職員に限られます。
利用できる期間	子が3歳から小学校就学の始期に達する日まで
申出期限	育児部分休業を始めようとする日の1ヶ月前までに所属(配属)の人事事務担当者に申し出てください。



育児部分休業には、給付の支給があります。

育児時短就業給付

2歳未満の子を養育するために、育児部分休業を取得した雇用保険の一般保険者で、受給資格を満たしていれば、給付を受けることができます。詳細は、以下のリンクを参照ください。

(広島大学 HP) [育児休業給付](#)



2. その他の両立支援制度も積極的に利用しましょう。

(1) 時間外労働の制限

①子が小学校に就学するまでの免除

制度概要	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員が当該子の養育のために請求したときは、大学は、当該職員に対しては、時間外労働(所定労働時間以外の勤務又は休日の勤務)を命じない。
対象者	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期間	子が小学校に就学するまで
例外	業務の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

②月又は年単位で時間の上限を定める制限

制度概要	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員が、当該子の養育を行うために請求したときは、大学は、当該職員に対しては、24時間/月、150時間/年を超えて時間外労働を命じない。
対象者	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期間	子が小学校に就学するまで
例外	業務の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(2) 深夜労働の制限

制度概要	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員が、当該子の養育を行うために請求したときは、深夜労働を命じない。
対象者	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員（深夜において当該子を保育することのできる満16歳以上の同居の家族がいる者を除く。）
期間	子が小学校に就学するまで
例外	業務の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(3) 子の看護等休暇

制度概要	子を養育する職員が、その子が病気になったとき等に、その子の看護等のために取得できる休暇（非常勤職員を除き、有給）
対象者	9歳に達する日以後最初の3月31日まで(小学校3学年まで)の子を養育する職員(男性・女性ともに取得可能)
対象となる事由	以下の子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき ・病気・けが ・予防接種・健康診断 ・感染症に伴う学級閉鎖等 ・入園（入学）式、卒園式
期間	子が1人 ……一の年度において5日間 子が2人以上 ……一の年度において10日間（いずれも日又は時間単位で取得可能）

